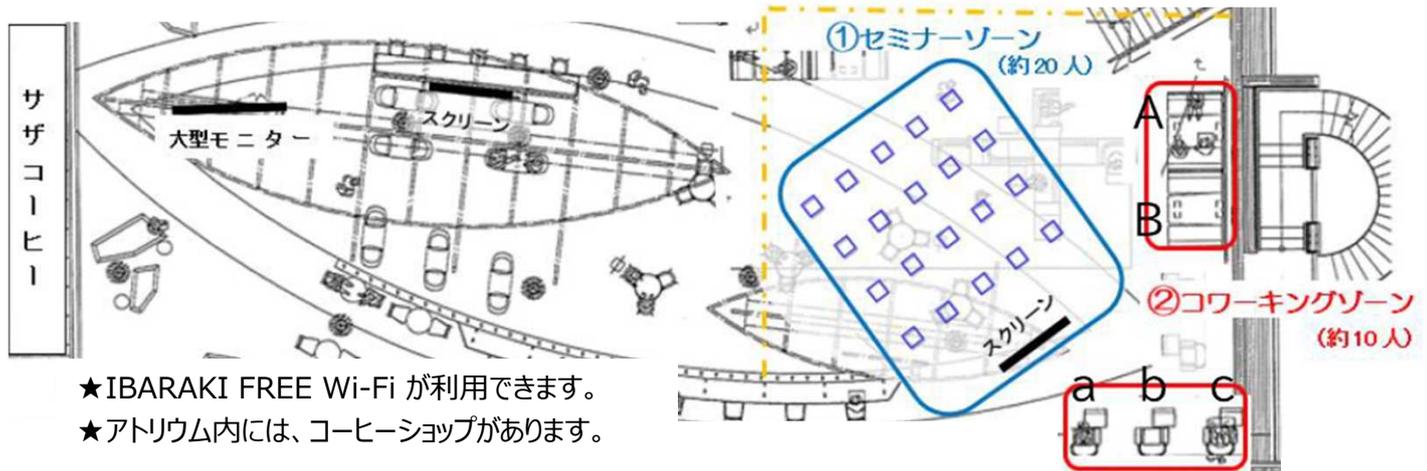


茨城県庁舎11階アトリウムの利用拡大について

茨城県庁舎11階のアトリウムについて、フロアの一部を民間企業等の会議やセミナー及びワーキングなど、ビジネス等にご利用いただけるようになりました。簡単にお申し込みできますので、ぜひご活用ください。

1 利用（貸出）エリア

11階アトリウムの東側に、利用目的（団体・個人）に対応した2つのエリアを設定しました。



①セミナーゾーン（団体）

・20人程度まで利用可。100インチスクリーン（プロジェクター）、音響設備あり



②ワーキングゾーン（個人）

・ボックス席（4人掛席）2か所、個人席3席
※ボックス席は、2名様以上からご利用いただけます。



2 利用方法等〈令和4年9月26日から貸出中〉

- 利用時間：平日9時～18時（セミナーゾーンは最大21時まで利用可・応相談）
- 利用料金：①セミナーゾーン：1日2,000円 ②ワーキングゾーン：1日200円（1席当たり）
- 料金支払：後日送付される納入通知書「Pay-easy」により、銀行窓口に行かなくてもATMから又はスマホ等インターネットからのお支払いが可能です。

※利用お申し込みは、「いばらき電子申請・届出サービス」からお願いします。

お問合せ先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県総務部管財課 施設管理担当
電話 029-301-2387
E-mail kanzai2@pref.ibaraki.lg.jp



いばらき電子申請
・届出サービス

※ご利用の際は、必ず管財課（4階北側）にお立ち寄りください。